

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三〇―一一五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（夜間特殊業務手当） 第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一	（夜間特殊業務手当） 第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一

部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一〇十一 (略)

十二 内閣衛星情報センターに所属する職員

情報収集衛星(国家情報会議設置法(令和八

年法律第二十八号)第三条第一号ハに規定す

る情報収集衛星をいう。)に関する業務で人

事院の定めるもの

十三・十四 (略)

2 (略)

部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一〇十一 (略)

十二 内閣衛星情報センターに所属する職員

情報収集衛星(内閣官房組織令(昭和三十二

年政令第二百十九号)第四条の三第二項第一

号に規定する情報収集衛星をいう。)に関する

業務で人事院の定めるもの

十三・十四 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。